

令和4年度 第4回山梨地方最低賃金審議会 議事録（一部議事要旨）

- 1 日 時：令和4年9月8日（木）午前10時00分～10時26分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 伊藤委員、今井委員、反田委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、山岸委員
事務局 生方労働局長、岡村労働基準部長、
井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) その他

5 審議会内容

（賃金室長）

本日は、足元が悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和4年度第4回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益側 石垣委員、岡松委員、使用者側 長谷川委員、依田委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【（1）最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）】

（反田会長）

はい、皆様おはようございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、議事の（1）「最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」に入ります。

8月23日に、当審議会から労働局長に対しまして、山梨県最低賃金に係る答申を行ったことを受け、労働局では、審議会の意見に関する公示を行いました。

この審議会の意見に関する公示に対しまして、9月2日及び9月7日に、合計5件の関係労働者団体から異議の申出がありました。

そこで、これらの申出の取扱いについて審議することにいたします。

それでは審議に入る前に、申出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

それでは、異議の申出に関しまして、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まずは、最低賃金決定の流れの中におけます「異議の申出」の位置づけにつきまして、少し説明をさせていただきます。

お手元に配付しております審議資料の1ページを御覧ください。

最低賃金法の一部を抜粋したものとなります。

最低賃金法第11条第1項に、労働局長は、最低賃金審議会の意見の提出があったときは、その意見の要旨を公示しなければならないと規定されております。

この規定に基づき、8月23日の第3回本審終了後、最低賃金審議会の意見の要旨につきまして、山梨労働局の掲示板に公示いたしました。

同条第2項では、地域の労働者又はこれを使用する使用者は、公示があった日から15日以内に、労働局長に対して異議を申し出ることができる、とされております。

この規定に基づき、今般、県内の5つの労働組合から異議の申出が行われました。

さらに、同条第3項において、申出があったときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない、とされております。

この規定に基づきまして、本日、異議の申出に対する諮問をさせていただきたいと考えております。

次に資料の3ページを御覧ください。

山梨県労働組合総連合、自治労連山梨自治体一般労働組合、山梨県労地域ユニオン、ユーコープ労働組合の4つの労働組合から、提出されました異議申出書の写しになります。

また、資料が変わりまして、追加配付資料を御用意いただき、1ページ目を御覧ください。

こちらは、山梨県医療労働組合連合会から提出されました異議申出書の写しになります。

時間の関係もございますので、それぞれの異議申出書の要旨のみ説明させていただきます。

審議資料の3ページに戻っていただきまして、最初の資料が、山梨県労働組合総連合からの異議申出書となります。

要旨としましては、

答申どおり898円で確定した場合、貧困から抜け出せないワーキングプアの年収200万円にも達しない。

非正規労働者が、全労働者の4割に達し、その多くは最低賃金近傍の時給で働かざるを得ない状況である。

このままでは、エッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできないので、最低賃金の大幅な引上げを要請する。

答申どおりであると、東京と山梨の最低賃金の格差は174円となり、県内の労働者が最低賃金の高い地域に流れていく原因の一つとなる。

全労連の調査の結果、全国どこでも時給1,500円程度が必要であり、地域間で大きな差はない。

中小企業への支援を大幅に拡充して全国一律最低賃金制度の創設を国に求めるとともに、地域間格差是正のために答申を上回る引き上げを要請する。

異議に対する審議は、公開の場で審議するよう要請する。

意見陳述の機会の保障も要請する。

というものとなります。

次に、4ページを御覧ください。

自治労連山梨自治体一般労働組合からの異議申出書となります。

要旨は、ただ今御覧いただきました、山梨県労働組合総連合のものとはほぼ同じ内容

となり、答申どおりでは年収200万円に達しないこと、非正規労働者の多くは最低賃金近傍の時給で働かざるを得ず、多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできないので最低賃金の大幅な引き上げを要請する、山梨県において労働力の流出が進まぬよう、地域間格差是正のため、早急に全国一律1,500円以上に至るよう答申を上回る引き上げを要請する、というものになります。

次に5ページを御覧ください。

山梨県労地域ユニオンからの異議申出書となります。

要旨としましては、

最低賃金は、労働基準法第1条の「人たるに値する生活」にかなう水準にあるべきで、全労連の調査では全国どこでも時給1,500円程度が必要であるため、地域間格差是正のためにも、答申を上回る引き上げを要請する。

東京と山梨県との最低賃金の差は、答申どおりであれば174円であり、月収、年収では大きな格差が生じ、県内の労働者が最低賃金の高い地域に流れていく原因の一つである。

最低生計費の観点からは、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要であり、一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきである。

というものです。

次に、6ページを御覧ください。

ユーコープ労働組合からの異議申出書となります。

異議申出事項としまして、記のすぐ下に、

1点目として、山梨県の最低賃金を時間額898円とすることに不服を申し立て、最低賃金の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めること。

2点目として、県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めること。

があげられ、申出事項の理由が、その後に記載されております。

次に、資料が変わりまして、追加配付資料の1ページ目を御覧ください。

山梨県医療労働組合連合会からの異議申出書となります。

要旨は、

最低賃金額は、全労連等の最低生計費試算調査による全国どこでも月額24万円以上必要であるとの調査結果にかなう水準に引き上げること。

答申では、最高額の東京と本県との差は174円に及び地域間格差は解消されない。

働く県によって初任給月額格差が約10万円になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考える。

最低生計費の観点からは、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要であり、一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきである。

というものです。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明に、何か御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、異議申出に関する諮問を受けたいと思います。

(労働局長から反田会長へ諮問文を手渡す。)

(反田会長)

写しは渡りましたでしょうか。

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0908第1号、令和4年9月8日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿。

山梨労働局長生方勝。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問。

標記について、下記のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

記。

1、異議申出日及び申出者。

令和4年9月2日、山梨県労働組合総連合。

令和4年9月2日、自治労連山梨自治体一般労働組合。

令和4年9月2日、山梨県労地域ユニオン。

令和4年9月2日、ユーコープ労働組合。

令和4年9月7日、山梨県医療労働組合連合会。

以上でございます。

【(2)最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて】

(以下、異議申出に対する審議)

概要は以下のとおり。

1 労働者側意見

将来的には連合のリビングウェッジから見ても時給額1,000円台が必要であるが、今回の32円の引上げ金額については、コロナの感染状況の影響、世界情勢、物価高騰等の情勢を勘案して今回の金額に至ったものである。

賃金の積み上げの流れが止まっていないこと、また、公益委員、使用者側、労働者側が真摯に議論を行った結果、今回の32円の引き上げの結論となったものであり、問題ないと考えている。

2 使用者側意見

今回の32円の引上げについて、いまだコロナの影響が残っている企業、あるいは、企業物価が上がる中でそれを価格転嫁できず苦しんでいる企業などがある中での急激な引き上げについては、反対をしてきたところである。

最終的に、採決という形で今般の引き上げ額が決まったものであり、企業の負担を考えれば、これ以上の引上げは、当然、認められるものではなく、異議の申出については反対である。

3 公益委員見解

労使の意見にあったとおりであり、現下の経済情勢からは十二分な引き上げになったものと理解している。

異議の申出については反対である。

4 採決方法について

5つの異議申出に対して、当初どおりの答申とするか否かについて、一括で採決することとなった。

(反田会長)

それでは、一括で採決を行うということによろしいでしょうか。

では、一括で行いたいと思います。

令和4年9月2日に、山梨県労働組合総連合、自治労連山梨自治体一般労働組合、山梨県労地域ユニオン、ユーコープ労働組合から、それから、令和4年9月7日に、山梨県医療労働組合連合会からなされました、最低賃金法第11条による異議の申出については、「これを採用せず、8月23日付けの答申どおりとする」ということについて、賛否を問いたいと思います。

慣例によりまして、反対から採決を行います。

反対の委員は挙手を願います。

反対の委員はいらっしゃらないですね。

それでは次に、賛成の委員は挙手を願います。

はい、ありがとうございました。

出席の委員は全員賛成となりました。

それでは、採決の結果、これらの異議の申出は採用せず、8月23日付けの答申どおりといたします。

【(3) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について(答申)】

(反田会長)

それでは、労働局長に答申することにいたしますので、事務局は、答申の案を配付の上、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

案。

令和4年9月8日。

山梨労働局長生方勝殿。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、答申。

令和4年9月8日、貴職から令和4年8月23日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記。

1、異議申出者。

山梨県労働組合総連合。

自治労連山梨自治体一般労働組合。

山梨県労地域ユニオン。

ユーコープ労働組合。

山梨県医療労働組合連合会。

2、審議結果。

令和4年8月23日付け答申どおり決定することが適当である。
以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申案につきまして、御意見等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この答申案について、採決を行います。

まず、反対からお伺いします。

この答申案に反対の委員は、挙手をお願いします。

反対の委員はいらっしゃらないですね。

では、賛成の委員は挙手をお願いします。

ありがとうございました。

出席委員の全員が賛成となりました。

それでは、採決の結果、全会一致で答申案のとおり決定されましたので、これを労働局長に答申することにいたします。

(反田会長から局長へ答申文を手渡す。)

(反田会長)

それでは、ここで、労働局長から、御挨拶をいただきます。

(労働局長挨拶)

ただいま反田会長から、今般の異議申出に係る審議の結果、8月23日付けの答申どおり決定することが適当との御答申をいただきました。

この答申を謹んでお受けしたいと思えます。

これをもちまして、令和4年度の山梨県最低賃金は、898円として確定いたしました。

事務局としましては、早速、10月20日の発効に向けて事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

さらに、最低賃金の周知徹底、履行確保に向けて、しっかりと、確実に実施していく所存でございます。

委員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、原材料等の高騰や物価の上昇など雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中、真摯な御審議と御尽力をいただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思えます。

引き続き最低賃金行政の推進に御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

【(4)その他】

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは、最後の「その他」に入りたいと思います。

各側何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

2点説明いたします。

1点目は、今後の日程等についてです。

特定最低賃金の審議について、でございますが、専門部会の委員につきまして、労使各側から御推薦をいただきましたことから、現在、専門部会と専門部会で全会一致とならなかった際の本審の日程につきまして、日程調整のお願いをさせていただいております。

調整が済み次第、皆様にお知らせをさせていただきますので、日程の確保などにつきまして、御協力をお願い申し上げます。

2点目ですが、業務改善助成金の拡充について説明いたします。

配付資料では、13ページからとなります。

中小企業・小規模事業者の生産性向上に対する政府の支援策の一つとなりますが、最低賃金引上げに向けた環境整備のための助成金として設けられた制度です。

本年度の中央最低賃金審議会の目安答申におきまして、「業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したのものとするなどの、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。」とされていたことなどを受け、9月1日から拡充の制度改正が行われたものになります。

時間の都合から概要についての説明となりますが、資料の16ページからが、業務改善助成金の通常コースのリーフレット、資料の18ページからが特例コースのリーフレットとなります。

共通する拡充ポイントとしましては、原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者が、助成金の特例部分を受けやすくなったという点、と、最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられたという点の、大きく2点となります。

また、特例コースにつきましては、本年の7月29日で申請が終了していたのですが、申請期限を来年の1月31日まで、賃上げの対象期間が今年の12月31日までとされました。

以上が今回の拡充事項についての説明となりますが、あわせて、通常コースと特例コースの違いの一つについて触れさせていただきます。

先ほどの16ページの通常コースのリーフレットを御覧ください。

一番下にあります「助成金支給までの流れ」の図を御覧いただきますと、まず、交付申請書などを都道府県労働局に提出し、交付決定後、提出した計画に沿って事業を実施し、その後、労働局に事業実施結果を御報告いただくと、実際の助成金支給、となりますが、この図ではわかりにくいのですが、通常コースの場合、交付申請を行っ

た後、賃金の引き上げを行うことが必要となります。

これに対しまして、特例コースの場合ですが、先ほどの18ページ上の方、拡充のポイントの1の申請期限などの変更の表のすぐ下の記載ですが、「申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。」と記載されておりますとおり、賃金の引き上げ後に申請する点が、通常コースと大きく異なる点となります。

通常コースと比べて、助成額の上限が低いという違いはあるのですが、事業者さんの事情によっては、特例コースの方が使いやすいという場合もあろうかと考えております。

委員の皆様におかれましては、もし、関係の事業者さんなどで、この業務改善助成金を利用していただけそうな方がいらっしゃいましたら、リーフレットに記載されております、厚生労働省ウェブサイトのほか、業務改善助成金コールセンターや、山梨労働局の雇用環境・均等室を御紹介いただければ幸いです。

事務局からは、以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第4回山梨地方最低賃金審議会を終了いたします。

本日の議事録の確認は、白倉委員と一之瀬委員にお願いをいたします。

本日は、皆様、お疲れ様でした。

ありがとうございました。